

平成 18 年 9 月 19 日

各 位

会社名：株式会社アルチザネットワークス  
代表者名：代表取締役社長 床次 隆志  
(コード番号：6778 東証マザーズ)  
問い合わせ先：管理本部長 清水 政人  
(連絡先：042-529-3494)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 10 月 27 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的及び理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法律省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法律省令第 13 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の通り定款変更を行うものであります。

- (1) 整備法に定める経過措置規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で定款に定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。
  - ① 当社に取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め(変更案第 4 条)
  - ② 当社は株券を発行する旨の定め(変更案第 7 条)
  - ③ 当社は株主名簿管理人を置く定め(変更案第 8 条)
- (2) 利便性向上のため、公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告ができない場合の措置を定めるため、現行定款第 4 条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります(変更案第 5 条)。
- (3) 株主総会の議事の円滑な進行のため、議決権行使代理人を、当社株主 1 名と定めるものであります(変更案第 15 条)。
- (4) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 17 条)。
- (5) 取締役の経営責任を明確化するため、その任期を 2 年から 1 年に変更を行うものであります(変更案第 20 条)。
- (6) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 24 条)。
- (7) その他、会社法および関連法令に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、条文構成(条文の新設および削除を含みます。)、表現の変更および一部字句の修正を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

|                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 10 月 27 日(金曜日) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 18 年 10 月 27 日(金曜日) |

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 当社は、株式会社アルチザネットワークスと称し、英文では、Artiza Networks, Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. 電気通信機器、情報処理機器および計測機器ならびにそのシステムおよびソフトウェアの研究開発、製造および販売<br/>2. 前号に掲げる製品の部品および材料の研究開発、製造および販売<br/>3. 第 1 号に掲げる製品のリースおよびレンタル<br/>4. 第 1 号に掲げる製品の設置工事の請負およびメンテナンス<br/>5. 第 1 号に掲げる製品に関するコンサルティングおよび受託開発<br/>6. 第 1 号に掲げる製品に関する教育および訓練の企画および実施<br/>7. 労働者派遣業<br/>8. 前各号の事業に対する投資<br/>9. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)<br/>第 3 条 当社は、本店を東京都立川市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)<br/>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)<br/>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機 関)</u><br/>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u><br/><u>(1) 取締役会</u><br/><u>(2) 監査役</u><br/><u>(3) 監査役会</u><br/><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)<br/>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> |

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、380,000株とする。

(新 設)

(名義書換代理人)

第6条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

3 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第7条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第8条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、380,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削 除)

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第10条 定時株主総会は、毎年10月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(新 設)

(招集者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその任に当たる。

(新 設)

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。

(新 設)

(新 設)

### 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員 数)<br/>第 14 条 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(選 任)<br/>第 15 条 (新 設)<br/>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期)<br/>第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)<br/>第 17 条 <u>取締役社長は、当社を代表する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(役付取締役)<br/>第 18 条 <u>取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会)<br/>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員 数)<br/>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)<br/>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。<br/>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/>3 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)<br/>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u><br/>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>2 <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p>  | <p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>        |
| <p>(新 設)</p>  | <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>   |
| <p>(新 設)</p>  | <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>   |
| <p>(新 設)</p>  | <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員 数)<br/> <u>第 20 条</u><br/>         当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選 任)<br/> <u>第 21 条</u> (新 設)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)<br/> <u>第 22 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第 23 条</u> 監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第 24 条</u> 監査役会の招集は、<u>各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員 数)<br/> <u>第 28 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)<br/> <u>第 29 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。<br/> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)<br/> <u>第 30 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第 31 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第 32 条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第 33 条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第 34 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>  | <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 37 条 会計監査人は株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第 25 条 当会社の営業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第 26 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第 27 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>  |



|   |  |
|---|--|
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第28条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p> | <p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p> |
|---|--|